

技術提案等資料の作成の手引き

—総合評価落札方式自己評価型（特別簡易型）用—

令和8年9月改定

総合評価落札方式自己評価型（特別簡易型）における技術提案等資料は、本手引きに従って作成してください。

注意事項

様式について
- 入札公告に示された型によって提出する様式が異なります。 特別簡易型：様式第7（特別簡易型用）,9～13 特別簡易型（Ⅳ型）：様式第7（特別簡易型（Ⅳ型）用）,9～12（簡易型（Ⅳ型）／特別簡易型（Ⅳ型）用）,13 - 日本産業規格A4版で作成してください。 - 評価は、<u>様式に記入された内容</u>について行います。未記入（空欄）、誤記入や添付書類の不備などにより、内容が確認できない場合には、提案された内容を評価しないことがあります。
添付資料について
- 様式に記入された内容を証明できる書類を提出してください。 - 表紙には、「技術提案等資料添付資料」と明記し、工事名及び申請者名を記入してください。 - 日本産業規格A4版（<u>図面の写しはA3版も可</u>）で作成してください。
令和8年5月1日以降に当局へ技術提案等資料を提出したことがある場合
様式によって、提出した技術提案等資料の内容を活用できます。<u>「提出済み様式の活用」</u>（P.34）を確認してください。
特定建設工事共同企業体の場合
<u>「特定建設工事共同企業体として施工した実績」</u>（P.36）を確認してください。 <u>「特定建設工事共同企業体の場合の評価対象」</u>（P.37）を確認してください。

【主な変更点】

【主な変更点】

評価分野	内容	関連ページ
	表現の修正	P7、P11、P14、 P17、P27、P41
配置予定技術者の 施工実績	自己評価加算点が電子入札システム直接入力になるため、「自己評価加算点申告表」欄を削除	P14

目次

企業の施工実績	4
(1) 過去15年間の同種工事の施工実績	5
(2) 過去3年間の工事成績評定点の平均点及び80点以上、60点未満の実績	7
(3) 過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績	8
(4) ISO9001の認証の取得状況	8
(5) 過去2年間の緊急対応工事等の施工実績	9
(6) 過去3年間の高難度マネジメント工事の施工実績	10
配置予定技術者の施工実績	11
提案する配置予定技術者について	12
(1) 配置予定技術者の過去15年間の同種工事の施工実績	14
(2) 配置予定技術者の過去3年間の工事成績評定点の平均点 及び60点未満の実績	16
(3) 配置予定技術者の過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績	18
地域貢献・地域精通度	19
(1) 本市内における本支店等の有無	20
(2) 地元企業の下請活用割合 （特別簡易型（Ⅳ型）のみ）	21
(3) 過去2年間における本市からの依頼に基づく本市内での災害等活動実績	23
(4) 過去3年間の本市が開催にかかわる防災訓練での活動実績	25
(5) 過去1年間の災害協定の締結等	26
(6) 本市内におけるボランティア活動実績等	27
本市施策への貢献	29
(1) 環境配慮の取組み	30
(2) 障害者の雇用状況	31
(3) 子育て支援の取組み	31
(4) 女性の活躍の取組み	32
(5) ワーク・ライフ・バランスの取組み	32
(6) 再犯防止の取組み	33
提出済み様式の活用	34
特定建設工事共同企業体として施工した実績	35
特定建設工事共同企業体の場合の評価対象	36
その他	37
(参考) 資料作成の際によくある誤り	38
(参考) 早見表	39

企業の施工実績

(様式第9、10、10-2)

—評価項目—

- (1) 過去15年間の同種工事の施工実績
- (2) 過去3年間の工事成績評定点の平均点及び80点以上、
60点未満の実績
- (3) 過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績
- (4) ISO9001の認証の取得状況
- (5) 過去2年間の緊急対応工事等の施工実績
- (6) 過去3年間の高難度マネジメント工事の施工実績

—注意事項—

- 過去の施工実績等を提案するうえで、工事成績評定点が分からない場合は、
上下水道局技術管理課（電話052-889-1055）へ問合せてください。

(1) 過去15年間の同種工事の施工実績	
評価基準	配点
① 本市の実績あり	2
② 国又は他の地方公共団体等の実績あり	1

—評価基準について—

- 平成23年4月1日から令和8年3月31日までに元請として完了した同種工事が加点の対象です。
※ 「同種工事」とは、本件入札公告の競争入札参加資格における施工実績で求める工事とします。
- 本市発注工事の実績がある場合は、「本市の実績あり」と評価し、国又は他の地方公共団体等発注工事の実績がある場合は、「国又は他の地方公共団体等の実績あり」と評価します。
- 「国又は他の地方公共団体等」は、入札説明書の「別紙 用語の解説」に従うものとします。
- 最終契約金額が500万円以上の工事が加点の対象です。
- 本市上下水道局発注工事で、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績とすることはできません。

—様式作成について—

本件入札公告の競争入札参加資格において、複数の施工実績を求めている場合で、異なる2つ以上の工事を提案する場合は、工事毎に【様式第9】を作成してください。

(1) 工事名称等

- 代表的なもの1件について記入してください。
- 本市上下水道局発注工事以外を施工実績として用いる場合、工事成績評定の欄への記入の必要はありません。

(2) 工事諸元

- 同種工事であることがわかる工事の概要を記入してください。

—添付資料—

- ① 工事の施工実績等の内容を証明できるコリンズ登録内容確認書（コリンズの登録対象工事でない場合は契約書、特記仕様書、図面、工事完成確認通知書など施工実績等の内容を証明できる資料）
- ② ①を補完する資料（①だけでは同種工事であることが証明できない場合）
- ③ 社名変更等により入札参加者と施工実績の請負業者名が異なっている場合は、その経緯がわかる資料

※ 添付資料②の例

証明できない事項の例	「補完する資料」の例
工事の竣工 （竣工登録がされていない等）	工事完成確認通知書、工事成績評定通知書等
工法	工法が明示されている図面等
設置工事・補修工事の別	工事の概要が記載されている特記仕様書等
機器の能力	機器の能力が記載されている特記仕様書等
施設の能力	当該施設のウェブサイト、施設便覧等

(2) 過去3年間の工事成績評定点の平均点及び80点以上、60点未満の実績		
評価基準	配点	
① 80点以上	5	合計7点まで (下限なし)
② 75点以上80点未満	4	
③ 70点以上75点未満	2	
④ 65点以上70点未満、又は成績なし	0	
⑤ 65点未満	-1	
・80点以上が2件以上ある場合は、2件目から1件につき1点加点する ・60点未満がある場合は、1件につき1点減点する	+1/件 -1/件	
—評価基準について— ● 本市上下水道局発注工事において、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第31条第5項による工事目的物の引渡しを行った所定業種の工事の全てが対象です。ただし、単価契約を除きます。 ● 所定業種は、本件入札公告の別紙＜評価基準等一覧＞を参照してください。 ● 最終契約金額が500万円以上の工事が対象です。 ● 引渡し日は、工事完成確認通知書に記載された検査日とします。 ● 工事の記載漏れや工事・点数の誤記載があった場合、当局で評価した平均点と様式に記載した平均点のうち、低い平均点で評価します。 ● 80点以上の加点対象となる工事が様式の記載から漏れていた場合、その加点は行いませんが、60点未満の減点対象となる工事が様式の記載から漏れていた場合、減点を行います。 —様式作成について— ● 対象となる工事を全て記入してください。 ● 対象工事が多い場合は、件数と平均点のみを【様式第10】に記入し、【様式第10-2】を別紙で添付してください。 ● 工事成績評定点の平均は小数点第二位以下を切り捨て、小数点第一位までの数値を記載してください。 —添付資料— なし		

(3) 過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績	
評価基準	配点
① 受賞の実績あり	1
—評価基準について— ● <u>令和3年度から令和7年度まで</u>に本市の優秀工事表彰等を受賞している場合が評価の対象となります。なお、対象年度は表彰年度であり、工事完了年度ではありません。 ● 「優秀工事表彰等」とは、下記のものをいいます。 ①本市上下水道局の優秀工事施工業者表彰 ②本市緑政土木局の優秀工事施工者表彰 ③本市住宅都市局の優秀施工者表彰 ● 受賞に係る工事の業種が、本件入札公告の所定業種である必要はありません。 —添付資料— なし	

(4) ISO9001の認証の取得状況	
評価基準	配点
① 認証を取得している	1
—評価基準について— ● 入札に参加する事業所が本件工事に関する認証を取得している場合が評価の対象となります。 ● 有効期限が開札日より前の場合は評価しません。 —添付資料— ① ISO9001の認証における登録証の写し（認定された事業所及び登録内容が確認できる登録証及び付属書）	

(5) 過去2年間の緊急対応工事等の施工実績	
評価基準	配点
① 2件以上の実績あり	2
② 1件の実績あり	1
—評価基準について— ● <u>令和6年4月1日から令和8年3月31日まで</u>に元請として完了した本市上下水道局発注の緊急対応工事等の実績が加点の対象です。 ● 「緊急対応工事等」とは、下記の工事請負、業務委託をいいます。 ① 本市上下水道局発注の配水管移設工事等（単価契約）、下水道整備工事（単価契約）、下水管路施設清掃・調査業務委託（単価契約） ② 本市上下水道局が地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定に基づく随意契約（緊急随意契約）により発注した申請区分上の「工事請負、業務委託」 ● 当局発注の地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定に基づく<u>随意契約（緊急随意契約）については、当局ウェブサイト（https://www.water.city.nagoya.jp/）の「事業者の方へ / 入札・契約 / 入札・契約にかかる重要なお知らせ」に掲載されています。</u> ● 災害協定に基づく活動は対象としません。 ● 最終契約金額が500万円以上の元請工事及び単価契約工事においては、工事成績の評定点が65点未満のものは、実績とすることができません。 —添付資料— なし	

(6) 過去3年間の高難度マネジメント工事の施工実績	
評価基準	配点
① 2件以上の実績あり	2
② 1件の実績あり	1
—評価基準について— - 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに元請として完了した本市上下水道局発注の「高難度マネジメント工事」と指定された工事の実績が加点の対象です。 (高難度マネジメント工事は、<u>当局が公告時にその旨を明示する工事</u>であり、令和8年4月以降に該当工事を公告します。そのため、令和8年度に実施する総合評価案件では、評価対象の工事はありません。) - 工事の成績評定点が65点以上のものに限りです。 —添付資料— ① 当局発注時の積算内訳書における設計書鏡の写し等（該当工事が「高難度マネジメント工事」であることがわかる資料） ② コリンズ、契約書の写し	

配置予定技術者の施工実績

(様式第 1 1、1 1－2)

—評価項目—

- (1) 配置予定技術者の過去 1 5 年間の同種工事の施工実績
- (2) 配置予定技術者の過去 3 年間の工事成績評定点の平均点及び 6 0 点未満の実績
- (3) 配置予定技術者の過去 5 年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績

—注意事項—

- 本様式に記入した技術者を競争入札参加資格確認申請書に記入してください。なお、入札公告において競争入札参加資格に配置予定技術者の要件がある場合は、本様式が「未定」であっても、競争入札参加資格確認申請書に要件を満たす技術者を記入してください。
- 候補として複数の配置予定技術者を提案することができます。その場合、【様式第 1 1】、【様式 1 1－2】を人数分作成してください。なお、複数の配置予定技術者を提案した場合、最も加算点の低い配置予定技術者を評価対象とします。
- 機械・電気工事の場合、工事現場稼働期間の配置予定技術者を評価対象とします。工場製作期間の配置予定技術者は評価対象ではありません。
- 【様式第 1 1】で配置予定技術者を提案した場合、自己評価加算点申告表の配置可能技術者に記載した技術者であっても、【様式第 1 1】で提案した技術者でなければ本件工事の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者として配置できません。【様式第 1 1】で提案した配置予定技術者を配置しない場合は、工事成績評定点の減点及び違約金の徴収の対象になります。
- 過去の施工実績等を提案するうえで、工事成績評定点が分からない場合は、上下水道局技術管理課（電話 0 5 2-8 8 9-1 0 5 5）へ問合せてください。

提案する配置予定技術者について

—提案の有無について—

- 配置予定技術者が未定の場合は、【様式第 1 1】を未記入にて提出してください。配置予定技術者を提案する場合は、必要事項を記入してください。

—法令による免許等について—

- 免許や資格者証は開札日現在で有効である必要があります。
- 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日現在で3か月以上の雇用関係）にある必要があります。
- 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験による場合は、過去に従事した工事が当該業種区分に係るものである必要があります※¹。また、実務経験期間は重複して計上することはできません※²。

※1 例えば、本件工事に配置する技術者の建設業法上の業種区分が、土木工事業であれば土木一式工事で〇年、舗装工事業であれば舗装工事で〇年必要

※2 例えば、2件の工事に1年間兼任に従事した場合は、2年間でなく、1年間として計上します。

- 必要な資格等が確認できない場合は、配置予定技術者の施工実績（【様式第 1 1】と【様式第 1 1－2】）の全ての項目を評価しません。

＜記入例＞

- (1) 国家資格の場合
一級土木施工管理技士
監理技術者資格者証（裏面の写しも必要）
- (2) 実務経験の場合
大学の指定学科卒業後、〇〇工事に関する3年以上の実務経験あり
〇〇工事に関する10年以上の実務経験あり

—添付資料—

- ① 主任技術者又は監理技術者の資格者証の写し
※監理技術者資格者証は、裏面の写しも添付してください。
- ② その他競争入札参加資格で求める資格を確認できる認定証等の写し（競争入札参加資格で配置予定技術者に特殊工法等の施工技術の認定等を求める場合）

配置予定技術者の施工実績【様式第 1 1】

- ③ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日現在で3か月以上の雇用関係）にあることを証明できる書類
- ④ 営業所技術者又は特定営業所技術者を確認できる資料の写し
 - ①について、主任技術者の資格が実務経験による場合は、当該技術者氏名、学歴及び実務経験等を記した経歴書（【参考様式】有り）を添付してください。

(1) 配置予定技術者の過去 15 年間の同種工事の施工実績	
評価基準	配点
① 本市の実績あり	2
② 国又は他の地方公共団体等の実績あり	1
—評価基準について— ● <u>平成23年4月1日から令和8年3月31日まで</u>に元請として完了した同種工事が加点の対象です。 ※ 「同種工事」とは、本件入札公告の競争入札参加資格における施工実績で求める工事とします。 ● 本市発注工事の実績がある場合は、「本市の実績あり」と評価し、国又は他の地方公共団体等発注工事の実績がある場合は、「国又は他の地方公共団体等の実績あり」と評価します。 ● 「国又は他の地方公共団体等」は、入札説明書の「別紙 用語の解説」に従うものとします。 ● 最終契約金額が500万円以上の工事が加点の対象です。 ● 競争入札参加資格で配置予定技術者の工事経験を要件としている場合は、その要件を満たす工事を選定してください。要件としていない場合は、競争入札参加資格における施工実績を満たす工事を選定してください。 ● 本市上下水道局発注工事で、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績とすることはできません。 ● 入札参加者以外の企業に所属していた時に元請として完了した実績も対象となります。 ● 対象工事に交代なく主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、特例監理技術者又は現場代理人として従事している場合に実績として認めます（次の例外を除く。）。 例外1 工場製作の過程を含む機械・電気工事の場合 <u>工事現場稼働期間すべてに</u>主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事している場合に実績として認めます。 例外2 入札公告の競争入札参加資格における配置予定技術者の要件で工事経験を求めている場合 <u>経験を求める工事の施工期間中すべてに</u>主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事している場合に実績として認めます。	

—様式作成について—

(1) 工事名称等

- 記入するのは、要件を満たすのに必要な最小の件数にしてください。
- 本市上下水道局発注工事以外を施工実績として用いる場合、工事成績評定の欄への記入の必要はありません。

(2) 工事諸元

- 同種工事であることがわかる工事の概要を記入してください。

(3) その他

- 本件入札公告の競争入札参加資格において、複数の施工実績を求めている場合で、異なる2つ以上の工事を提案する場合は、工事毎に【様式第 1 1】を作成してください。
- 施工実績は【様式第 9】に記入した企業の施工実績と同一である必要はありません。

—添付資料—

- ① 工事の施工実績等の内容を証明できるコリンズ登録内容確認書（コリンズの登録対象工事でない場合は契約書、特記仕様書、図面、工事完成確認通知書、現場代理人・技術者の届出など施工実績等の内容を証明できる資料）
- ② ①を補完する資料（①だけでは要件を満たす工事であることが証明できない場合）

- 【様式第 9】(1) 過去 1 5 年間の同種工事の施工実績における添付資料と同一になる場合、重複して提出する必要はありません。

※ 添付資料②の例

証明できない事項の例	「補完する資料」の例
（機械・電気工事の場合） 工事現場稼働期間のすべてに従事していること	実施工程表、工事記録簿等
（「工事経験」を求めている土木工事の場合） 施工期間中すべてに従事していること	実施工程表、工事記録簿等

(2) 配置予定技術者の過去3年間の工事成績評定点の平均点 及び60点未満の実績	
評価基準	配点
① 80点以上	3
② 75点以上80点未満	2
③ 70点以上75点未満	1
④ 65点以上70点未満、又は成績なし	0
⑤ 65点未満	-1
・60点未満がある場合は、1件につき1点減点する	-1/件

—評価基準について—

- 本市上下水道局発注工事において、**令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間**に、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第31条第5項による工事目的物の**引渡し**を行った所定業種の工事の全てが対象です。ただし、**単価契約を除きます**。
- 所定業種は、本件入札公告の別紙＜評価基準等一覧＞を参照してください。
- 最終契約金額が500万円以上の工事が対象です。
- 引渡し日は、工事完成確認通知書に記載された**検査日**とします。
- 入札参加者以外の企業に所属していた時に受けた成績も対象となります。
- 配置予定技術者が対象工事に交代なく主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、特例監理技術者又は現場代理人として従事している場合に成績として認めます。ただし、工場製作の過程を含む機械・電気工事の場合は工事現場稼働期間すべてに主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、特例監理技術者又は現場代理人として従事している場合に成績として認めます。
- 工事の記載漏れや工事・点数の誤記載があった場合、当局で評価した平均点と様式に記載した平均点のうち、低い平均点で評価します。
- 60点未満の減点対象となる工事が様式の記載から漏れていた場合、減点を行います。

—様式作成について—

- 対象となる工事を全て記入してください。
- 対象工事が多い場合は、件数と平均点のみを【様式第 1 1】に記入し、

【様式第 1 1－2】を別紙で添付してください。

- 工事成績評定点の平均は小数点第二位以下を切り捨て、小数点第一位までの数値を記載してください。

—添付資料—

- ① 工事成績の平均点算出に用いた工事のコリンス登録内容確認書
- ② ①を補完する資料（①の記載内容だけでは要件を満たす工事であることが証明できない場合）

- 【様式第 9】（1）過去 1 5 年間の同種工事の施工実績又は【様式第 1 1】（1）配置予定技術者の過去 1 5 年間の同種工事の施工実績における添付資料と同一になる場合、重複して提出する必要はありません。

※ 添付資料②の例

証明できない事項の例	「補完する資料」の例
（機械・電気工事の場合） 工事現場稼働期間のすべてに従事していること	実施工程表、工事記録簿等

配置予定技術者の施工実績【様式第 1 1】

(3) 配置予定技術者の過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績	
評価基準	配点
① 受賞の実績あり	1
—評価基準について— ● <u>令和3年度から令和7年度まで</u>に本市上下水道局から優秀工事施工業者表彰において<u>技術者表彰</u>されたもの（工事完了年度ではない）が対象です。 ● 受賞に係る工事の業種が、本件入札公告の所定業種である必要はありません。 ● 入札参加者以外の企業に所属していた時に受けた表彰についても対象となります。 —添付資料— なし	

地域貢献・地域精通度

(様式第12)

—評価項目—

- (1) 本市内における本支店等の有無
- (2) 地元企業の下請活用割合（特別簡易型（Ⅳ型）のみ）
- (3) 過去2年間における本市からの依頼に基づく本市内での災害等活動実績
- (4) 過去3年間の本市が開催にかかわる防災訓練での活動実績
- (5) 過去1年間の災害協定の締結等
- (6) 本市内におけるボランティア活動実績等

—注意事項—

- 本件入札公告に、総合評価落札方式の実施方法がⅣ型である旨記載されている場合は、【様式第12（簡易型（Ⅳ型）／特別簡易型（Ⅳ型）用）】を、それ以外の場合は【様式第12】を提出してください。

(1) 本市内における本支店等の有無																		
評価基準			配点															
① 本市内に本店あり			3															
② 本市内に支店又は営業所あり			1															
—評価基準について— ● 入札に参加する本支店等が、本件入札公告の申請業種に対応した業種に係る建設業許可を受けていることが、入札参加の条件になります。 ● 「本店」とは、直近の建設業許可申請（変更届を含む）で届け出た、主たる営業所をいいます。 ● 選択する区分は、本件入札に参加する事業所の所在地及び本店の所在地に応じて次表のとおりになります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>本件入札に参加する事業所の所在地</th> <th>本店の所在地</th> <th></th> <th>選択する区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本市内</td> <td>本市内</td> <td>→</td> <td>本市内に本店あり</td> </tr> <tr> <td>本市外</td> <td>→</td> <td>本市内に支店又は営業所あり</td> </tr> <tr> <td>本市外</td> <td>—</td> <td>→</td> <td>本市内に支店、営業所なし</td> </tr> </tbody> </table>				本件入札に参加する事業所の所在地	本店の所在地		選択する区分	本市内	本市内	→	本市内に本店あり	本市外	→	本市内に支店又は営業所あり	本市外	—	→	本市内に支店、営業所なし
本件入札に参加する事業所の所在地	本店の所在地		選択する区分															
本市内	本市内	→	本市内に本店あり															
	本市外	→	本市内に支店又は営業所あり															
本市外	—	→	本市内に支店、営業所なし															
—添付資料— ① 建設業許可の申請又は更新時に提出する書類に添付する「営業所一覧表」の写し ● 提出書類は、最新のものとし、営業所の所在地と営業しようとする建設業が分かるものとしてください。																		

(2) 地元企業の下請活用割合 (特別簡易型(Ⅳ型)のみ)	
評価基準	配点
① 60%以上	1
—評価基準について— ● 「地元企業の下請活用割合」とは、次式にて算出される割合とします。 $\text{地元企業の下請活用割合} = (\text{市内本店企業の一次下請金額}) / (\text{一次下請金額})$ ● 「市内本店企業」とは、建設業の許可における主たる営業所の所在地が名古屋市内である企業のことです。 ● 下請契約は、以下の2点を満たすものを対象とします。 ① 建設業法上の建設工事を下請契約するもの。下請契約は、「建設工事の請負契約」であるため、それに該当しない資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務等は対象外。 ② 建設業の許可を受けている者へ下請契約するもの。(建設業の許可を持たず建設業を営む者への下請契約は対象外) ● 「一次下請金額」を算出する際の下請契約に係る下請代金について、以下の点に注意してください。 ① 一件の建設業法上の建設工事に該当する下請契約の中に、建設工事に該当しない資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などを一部含む場合であってもそれらを合算した額とします。 ② 単価契約の場合は、一件の工事に係る全体金額とします。 <計算例> 元請業者 - 一次下請(市内) (建設工事の請負契約) 4,000万円 - 一次下請(市内) (建設工事の請負契約) 6,000万円 - 一次下請(市外) (建設工事の請負契約) 5,000万円 - 測量業者 (測定の委託契約) 100万円 - 資材業者 (資材の売買契約) 2,500万円 - 警備業者 (警備の請負契約) 500万円 - 運搬業者 (運搬の請負契約) 500万円 市内本店企業の一次下請金額：4,000万円＋6,000万円＝1億円 一次下請金額：4,000万円＋6,000万円＋5,000万円＝1億5,000万円 地元企業の下請活用割合： $(1 \text{ 億円} / 1 \text{ 億 5,000 万円}) \times 100 = 66.6\cdots \Rightarrow 66\%$ (小数点以下切捨て)	

—様式作成について—

- 60%以上の場合に記入する見込数字は、小数点以下切捨てとしてください。
- 60%以上を選択した場合は、競争入札参加資格確認申請書等の提出時に併せて、【様式第15】を提出してください。
- 【様式第12】及び【様式第15】に記入した地元企業の下請活用割合は、見込みであるため、本件工事で拘束されるものではありませんが、本件工事の施行の結果、受注者の責により地元企業の下請活用割合が60%未満となった場合は違約金の徴収及び工事成績評定点の減点となりますので、ご注意ください。
※ 地元企業の下請活用割合の履行確認は、最終の施工体制台帳等に基づいて行います。

—添付資料—

なし

—【様式第15】地元企業の下請活用割合届出書について—

- 本様式の提出は、【様式第12】において地元企業の下請活用割合が「60%以上」であることの履行見込みを確認するものです。地元企業の下請活用割合を「60%以上」と見込んだ内訳について記入してください。
- 想定している1次下請負人のうち、市内本店の業者について【市内本店の1次下請負人】の欄へ、市内本店以外の業者について【市内本店以外の1次下請負人】の欄へ、それぞれ記入してください。そして、それぞれの合計金額から、「本件工事における地元企業の下請活用割合」を記入してください。
- 記載事項の補足説明となる資料を添付する際は、以下の点に注意してください。
 - ① 1次下請負人名においては、市内本店業者を赤色、市内本店以外の業者を青色でそれぞれ囲ってください。
 - ② 1次下請負人との契約が単価契約である場合は、工種ごとに数量、金額を明記し、一契約による合計金額（想定）を明記してください。
 - ③ 施工体制台帳を添付する場合は、施工体系図中1次下請負人名の枠について、市内本店業者を赤色、市内本店以外の業者を青色でそれぞれ囲い、対象外については色を付けないよう注意してください。

(3) 過去2年間における本市からの依頼に基づく本市内での災害等活動実績																	
評価基準		配点															
① 災害等活動実績あり		1															
—評価基準について— ● <u>令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に元請として完了した、本市からの依頼に基づく本市内での災害等活動実績が対象です。</u> ● 「災害等活動」とは、以下の申請区分上の工事請負及び業務委託の実績を対象とします。 <u>本市上下水道局からの依頼に基づく本市内（市外給水区域等※を含む）での災害等活動実績</u> ① 本市上下水道局との災害協定に基づく、本市内（市外給水区域等※を含む）での活動実績 <u>本市（当局を除く）からの依頼及び発注に基づく本市内（市外の各局所管施設を含む）での災害等活動実績</u> ① 本市（当局を除く）からの依頼及び発注に基づく、本市内での自然災害に対する活動実績 ② 本市住宅都市局及び本市緑政土木局発注による、本市内での自然災害以外で、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく緊急随意契約により締結された活動実績 ③ 本市交通局発注による、本市内での自然災害以外で、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号に基づく緊急随意契約により締結された活動実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>発注者</th> <th>当 局</th> <th>本市（当局を除く）</th> </tr> <tr> <th>対象場所</th> <th>本 市 内 （市外給水区域等※を含む）</th> <th>本 市 内 （市外各局所管施設を含む）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害協定に基づく実績</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自然災害時における緊急随意契約による実績</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自然災害以外の緊急随意契約による実績</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>			発注者	当 局	本市（当局を除く）	対象場所	本 市 内 （市外給水区域等※を含む）	本 市 内 （市外各局所管施設を含む）	災害協定に基づく実績	○	○	自然災害時における緊急随意契約による実績	×	○	自然災害以外の緊急随意契約による実績	×	○
発注者	当 局	本市（当局を除く）															
対象場所	本 市 内 （市外給水区域等※を含む）	本 市 内 （市外各局所管施設を含む）															
災害協定に基づく実績	○	○															
自然災害時における緊急随意契約による実績	×	○															
自然災害以外の緊急随意契約による実績	×	○															

※ 市外給水区域（清須市（春日地区を除く）、北名古屋市久地野地区、あま市甚目寺地区、大治町）及び当局の市外所管施設

＜対象例＞

応急給水活動、応急復旧活動（管路修繕）、下水道施設の復旧活動、護岸、水路、法面緊急（応急）補修業務、街渠柵清掃業務、移動ポンプ緊急運搬業務、土のう用資材運搬業務、道路緊急補修工事等

- 「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等です。
- 緊急随意契約は、緊急的な施設の復旧等を内容とする申請区分上の工事請負及び業務委託を対象とします。
- 活動実績が本市の発注する工事請負及び業務委託の履行に付随又は連続して行った活動で、かつ、当該工事請負及び業務委託と同種の内容である場合は対象外です。
- 単価契約での実績は対象外です。

—添付資料—

- ① 本市からの要請、依頼、指示等に基づく場合は、その書類の写し
- ② 契約書の写し

(4) 過去3年間の本市が開催にかかわる防災訓練での活動実績	
評価基準	配点
① 2年以上の活動実績あり	2
② 1年の活動実績あり	1
—評価基準について— ● <u>令和5年4月1日から令和8年3月31日まで</u>の本市が開催にかかわる防災訓練での活動実績が対象です。 ● 防災訓練での活動実績とは、被害状況の把握、被害の拡大防止、損壊箇所の応急措置及び障害物の除去等の作業訓練に会社として従事することであり、見学のみの参加は対象となりません。 ● 「本市が開催にかかわる」とは、本市の局室、区役所、学区連絡協議会、学区区政協力委員会、又は学区防災安心まちづくり委員会が主催、共催、後援など開催者として携わっていることです。 ● 評価基準の「① 2年以上の活動実績あり」とは、1年度に1回以上の活動を2年度以上実施している実績があることです。 例えば令和5年度と令和7年度の2年でも可です。 —添付資料— ① 活動報告書（参加して活動した内容が確認できる訓練要綱（領）、スケジュール表、参加者名簿、写真等） ● 活動内容の確認できる書類が添付されていない場合は評価をしません。	

(5) 過去1年間の災害協定の締結等	
評価基準	配点
① 本市と災害協定等を締結している、又は災害ボランティア活動用資器材の保管の実績あり	1
② 地域防災協力事業所に認定されている	1
〈本市災害協定等の締結又は災害ボランティア活動用資器材の保管実績〉 —評価基準について— ● <u>令和7年4月1日以降</u>に本市との災害協定の締結等が対象です。 ● 本市との災害協定の締結等とは、以下のどちらかの実績がある場合に該当します。 ① 本市と災害協定等を締結している場合 ② 災害ボランティア活動用資器材の保管に関する協定に基づく資器材の保管実績 ● 「本市との災害協定等」の本市とは、本市の局室、区役所、学区連絡協議会、学区区政協力委員会、又は学区防災安心まちづくり委員会までとします。 —添付資料— ① 災害協定書の写し ② 団体での締結の場合は、①に加え、災害協定に基づき従事する企業であることを証明する<u>令和7年4月1日以降に発行された</u>団体からの証明書等 ③ 災害ボランティア活動用資器材の保管に関する協定書の写し ● ①～③のうち、該当するもののみ。 〈地域防災協力事業所に認定〉 —評価基準について— ● <u>令和7年4月1日以降</u>に本市より地域防災協力事業所表示制度の認定を受けている場合が対象です。 (開札日時点で認定されていないものについては、評価しません。) —添付資料— なし	

(6) 本市内におけるボランティア活動実績等	
評価基準	配点
① 過去1年間のボランティア活動実績あり、又は過去1年間の消防団協力事業所に認定されている	1
〈過去1年間のボランティア活動実績〉 —評価基準について— ● 会社として、<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に1年間継続してボランティア活動を行った場合が評価対象となります。</u> ● 継続的な活動の判断基準は、原則として2か月に1回以上の頻度で実施している場合を対象とします。 ● 複数の活動で1年間継続している場合でも対象とします。 ● 会社の協賛・寄付行為等や社員個人の活動は対象となりません。 <u>ボランティア活動の事例</u> 道路・河川・公園・その他本市内の公共施設の清掃・補修活動（塗装などを含む）、交通安全活動、防犯運動、地域行事等への参加 ● 入札参加者が、以下の（1）かつ（2）の条件を満たすボランティア活動（※1）を行った場合も対象とします。なお入札参加者が団体の構成員として、当該ボランティア活動を行った場合も対象とします。 （1） 開札日以前に、ボランティア活動に対して国の行政機関の長（※2）又は愛知県知事若しくは名古屋市長から、表彰（感謝状を含む。）を受けた実績があること。（入札参加者が団体の構成員として活動する場合は、入札参加者が加入した時点において、当該団体が既に表彰を受けていた場合も対象とします。） （2）（1）の表彰の対象となったボランティア活動を本市内において、<u>令和7年度</u>の間に行った実績があること。 ※1 会社の協賛、寄付、寄贈、社員個人の活動は対象になりません。 ※2 内閣総理大臣、デジタル大臣並びに国家行政組織法第5条、第6条に規定される行政機関の長（各省大臣、各庁長官）を指します。 —添付資料— ① 活動報告書（継続性を確認できる日付、活動場所、参加者名、活動内容等を記載したもの）	

② 活動写真（活動報告書の内容が確認できるもの）

表彰を受けたボランティア活動実績を申請する場合は、①・②の書類に加えて、以下の書類を添付してください。

（ア）表彰状、感謝状又は報道記事等の写し

（イ）表彰を受けたボランティア活動の内容がわかる資料（ただし、（ア）の書類でボランティア活動の内容がわかる場合は添付不要）

（ウ）在会証明書（入札参加者が団体の構成員であることがわかるもの）

（エ）参加証明書（入札参加者が団体のボランティア活動に参加したことがわかるもの）

※（ウ）、（エ）は入札参加者が団体の会員としてボランティア活動を行った場合のみ添付してください。

- 活動内容の確認できる書類が添付されていない場合は評価をしません。
- ボランティア活動に参加したことを証明する書類しか添付されておらず、活動報告書、活動写真等、活動実態を確認できる資料の添付がない場合は、評価しません。

〈過去1年間の消防団協力事業所に認定〉

—評価基準について—

- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、に、本市の「消防団協力事業所表示制度」による「消防団協力事業所」として認定実績がある場合が評価対象となります。
- 令和8年4月1日以降に認定された実績は評価しません。
- 消防団協力事業所表示制度と地域防災協力事業所表示制度は、別の制度です。

—添付資料—

なし

本市施策への貢献

(様式第13)

—評価項目—

- (1) 環境配慮の取組み
- (2) 障害者の雇用状況
- (3) 子育て支援の取組み
- (4) 女性の活躍の取組み
- (5) ワーク・ライフ・バランスの取組み
- (6) 再犯防止の取組み

(1) 環境配慮の取組み	
評価基準	配点
① 本市内所在の事業所でISO14001の認証を取得、又は本市エコ事業所に認定されている	1
＜ISO14001の認証＞ —評価基準について— ● 入札に参加する事業所が本市内に所在しており、ISO14001の認証を取得している場合が対象です。 ● 有効期限が開札日より前の場合は評価しません。 —添付資料— ① ISO14001の認証における登録証の写し（認定された事業所が確認できる登録証及び付属書） ＜エコ事業所の認定＞ —評価基準について— ● 入札に参加する事業所がなごやSDGsグリーンパートナーズ実施要綱の規定により、「認定優良エコ事業所」又は「認定エコ事業所」に認定されている場合が対象です。 上記に該当せず、エコ事業所として評価しない例を以下に示します。 評価しない例 入札に参加者する事業所 〇〇建設(株) 名古屋市中区▲▲町口丁目★番地 エコ事業所の認定 〇〇建設(株) ◇◇事業所 名古屋市東区◆◆町丁目★番地 ● 「登録エコ事業所」に認定されている場合は対象外です。 ● 有効期限が開札日より前の場合は評価しません。 —添付資料— なし	

(2) 障害者の雇用状況	
評価基準	配点
① 本市の障害者雇用促進企業に認定されている	1
② 本市の障害者雇用企業に認定されている	0.5
—評価基準について— ● 名古屋市による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針実施要綱の規定により、「障害者雇用促進企業」又は「障害者雇用企業」に認定されている場合が評価の対象となります。 ● 開札日において有効な認定日の場合に評価します。また、認定日が開札日より後の場合は評価しません。 —添付資料— なし	

(3) 子育て支援の取組み	
評価基準	配点
① 本市の子育て支援企業に認定されている	1
—評価基準について— ● 名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱の規定により、「子育て支援企業」に認定されている場合が評価の対象となります。 ● 有効期限が開札日より前の場合は評価しません。 —添付資料— なし	

(4) 女性の活躍の取組み	
評価基準	配点
① 本市の女性の活躍推進企業に認定されている	1
—評価基準について— ● 名古屋市女性の活躍推進企業認定・表彰制度実施要綱の規定により、「女性の活躍推進企業」に認定されている場合が評価の対象となります。 ● 女性の活躍推進企業（中小企業認証部門）の場合は評価の対象外です。 ● 有効期限が開札日より前の場合は評価しません。 —添付資料— なし	

(5) ワーク・ライフ・バランスの取組み	
評価基準	配点
① 本市のワーク・ライフ・バランス推進企業に認証されている	1
—評価基準について— ● 名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度実施要綱の規定により、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」に認証されている場合が評価の対象となります。 ● 有効期限が開札日より前の場合は評価しません。 —添付資料— なし	

(6) 再犯防止の取組み	
評価基準	配点
① 本市の立ち直り支援推進企業に認定されている	1
② 本市の立ち直り支援応援企業に認定されている	0.5
—評価基準について— ● 名古屋市立ち直り支援推進企業等認定制度実施要綱の規定により、「立ち直り支援推進企業」又は「立ち直り支援応援企業」に認定されている場合が評価の対象となります。 ● 有効期限が開札日より前の場合は評価しません。 —添付資料— なし	

提出済み様式の活用

様式第10、12、13の取り扱い

- 【様式第10】、【様式第12】及び【様式第13】については、令和8年5月1日以降に公告された本市上下水道局の案件で提出している場合、提出した様式の内容を使用することで、本件様式の一部項目の記入や資料の添付を省略することができます。
 - (1) 資料のうち、有効期限があるもの(ISO9001・ISO14001・エコ事業所)は、有効期限が過ぎると加点されなくなります。提出済みの様式に記載した有効期限が過ぎた場合は、更新してください。
 - (2) 同一開札日の案件で提出した様式から使用できます。
 - (3) 特別簡易型(Ⅲ型)で提出した様式を提出済み様式として使用することはできません。

様式の新規・更新・提出済みの記入方法

- 様式に関して該当する場合に応じて、必要事項を記入してください。
 - (1) **様式に記載する項目のいずれも該当しない場合**
「本様式において該当する項目がいずれもない」にチェックをしてください。
 - (2) **対象の実績があり、本件で初めて提出する場合**
「この案件で提出」及び「新規」にチェックをし、本件入札の公告日、開札日を記入した上で、下欄の各項目に必要事項を記入してください。
 - (3) **提出済み様式の内容を使用する場合**
「提出済み」にチェックをし、使用する提出済み様式の工事名とその公告日、開札日を記入してください。なお、提出済み様式の内容を変更・更新している場合は、最後に変更・更新した提出済み様式の工事名を記入してください。(変更・更新前の提出済み様式の工事名を記入した場合は、変更・更新前の内容で評価します。)
下欄の各項目については記入しないでください。添付資料は不要
 - (4) **提出済み様式の内容を変更・更新して使用する場合**
「この案件で提出」及び「変更・更新」にチェックをし、本件入札の公告日、開札日を記入してください。変更・更新のない項目があれば、「提出済み」にもチェックをし、使用する提出済み様式の工事名とその公告日、開札日を記入してください。
下欄の各項目については、変更・更新する項目のみ記入し、その添付資料を提出してください。変更・更新のない項目については、記入した提出済み様式の内容を使用します。記入及び添付資料提出の必要はありません。

特定建設工事共同企業体として施工した実績

特定建設工事共同企業体として施工した実績がある場合に、代表構成員・構成員のいずれで施工に関わったとしても加点の対象になる評価項目と、代表構成員として施工した場合しか加点の対象にならない評価項目があります。施工実績に関わる評価項目ごとの加点の対象となる構成員は次の表に示すとおりです。

評価分野	施工実績に関わる評価項目	加点の対象となる構成員
企業の施工実績	(1) 過去15年間の同種工事の施工実績	代表構成員としてのみ
	(2) 過去3年間の工事成績評定点の平均点及び80点以上、60点未満の実績	代表構成員としてのみ
	(3) 過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績	代表構成員・構成員いずれも
	(5) 過去2年間の緊急対応工事等の施工実績	代表構成員・構成員いずれも
	(6) 過去3年間の高難度マネジメント工事の施工実績	代表構成員・構成員いずれも
配置予定技術者の施工実績	(1) 配置予定技術者の過去15年間の同種工事の施工実績	代表構成員としてのみ
	(2) 配置予定技術者の過去3年間の工事成績評定点の平均点及び60点未満の実績	代表構成員としてのみ
	(3) 配置予定技術者の過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績	代表構成員・構成員に関係なく本人名で受賞した場合のみ

特定建設工事共同企業体の場合の評価対象

入札公告に「特定建設工事共同企業体による共同施工方式」である旨が記載されており、特定建設工事共同企業体として入札に参加する場合、評価項目によって、評価対象となる構成員が次の表に示すとおり異なります。

評価分野	評価項目	評価の対象となる構成員
施工実績 企業の	(1) 過去15年間の同種工事の施工実績	代表構成員のみ
	(2) 過去3年間の工事成績評定点の平均点及び80点以上、60点未満の実績	代表構成員のみ
	(3) 過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績	全ての構成員
	(4) ISO9001の認証の取得状況	代表構成員のみ
	(5) 過去2年間の緊急対応工事等の施工実績(※)	全ての構成員
	(6) 過去3年間の高難度マネジメント工事の施工実績	全ての構成員
配置予定技術者の 施工実績	(1) 配置予定技術者の過去15年間の同種工事の施工実績	代表構成員のみ
	(2) 配置予定技術者の過去3年間の工事成績評定点の平均点及び60点未満の実績	
	(3) 配置予定技術者の過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績	
地域貢献・ 地域精進	(1) 本市内における本支店等の有無	代表構成員のみ
	(3) 過去2年間における本市からの依頼に基づく本市内での災害等活動実績	全ての構成員
	(4) 過去3年間の本市が開催にかかわる防災訓練での活動実績(※)	
	(5) 過去1年間の災害協定の締結等	
	(6) 本市内におけるボランティア活動実績等(※)	
本市への貢献	(1) 環境配慮の取組み	全ての構成員
	(2) 障害者の雇用状況	
	(3) 子育て支援の取組み	
	(4) 女性の活躍の取組み	
	(5) ワーク・ライフ・バランスの取組み	
	(6) 再犯防止の取組み	

※ 異なる構成員の実績を合わせて用いることはできません。

例1 過去2年間で、緊急対応工事等の施工実績を代表構成員は1件、構成員Aは1件ある。 ⇒ 施工実績は1件として評価

例2 過去1年間で、ボランティア活動を代表構成員は1回、構成員Aは4回、構成員Bは2回行った。

⇒ 代表構成員、構成員A、構成員Bともに「2か月に1回以上の頻度」の条件を満たしていないため、「実績なし」として評価

その他

契約後は、「技術提案等の履行状況等報告に関する特記仕様書」に基づき、技術提案等の履行状況を所定の様式に記入し、当局監督員に提出してください。なお、「技術提案等の履行状況等報告に関する特記仕様書」については、当局ウェブサイト（<https://www.water.city.nagoya.jp/>）の「事業者の方へ／工事及び委託関係図書／工事関係図書（土木）」又は「事業者の方へ／工事及び委託関係図書／工事関係図書（建築・機械・電気）」を参照してください。

その他、本手引き及び【様式第 1～15】に関して、不明な点がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

名古屋市上下水道局総務部契約監理課
（名古屋市役所西庁舎 8階）
電話 052-972-3752

なお、提出された技術提案等資料について、第三者より情報公開請求があった場合、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）第 7 条第 1 項に規定する非公開情報に該当する場合を除き、公開されることがあります。

(参考) 資料作成の際によくある誤り

よくある誤りの例を以下に記載しますので、資料作成・提出の際に参考にしてください。

様式番号	評価分野	内容
様式第9 様式第11	企業の施工実績 配置予定技術者の 施工実績	施工実績において、令和8年4月1日以降に完了した実績を提出した。 ※ 競争入札参加資格で求める施工実績の対象期間と異なるので注意してください。
様式第9 様式第11	企業の施工実績 配置予定技術者の 施工実績	施工実績において、最終契約金額が500万円以上の元請工事でないと実績とならないが、500万円未満の実績で提出した。
様式第10	企業の施工実績	工事成績において、80点以上が2件以上ある場合は、2件目から1件につき1点加算されるが、加算を忘失していた。また、1件目から1点加算していた。
様式第10 様式第11	企業の施工実績 配置予定技術者の 施工実績	(1) 施工実績において、公告で2つの実績(例：下水道工事で開削工事の実績と更生工事の実績の2つ)を求めていたが、片方の実績しか記載しなかった。
様式第10 様式第11	企業の施工実績 配置予定技術者の 施工実績	(2) 過去3年間の工事成績評定点の平均点において、(1) 過去15年間の同種工事の施工実績と同一件名しか該当がないため、工事成績欄に工事名、合計もしくは平均を未記入で提出した。
様式第11	配置予定技術者の 施工実績	本件競争入札参加資格における施工実績を満たしていない実績で提出した。
様式第11	配置予定技術者の 施工実績	工事成績の引渡し日を満たしていない実績で提出した(引渡し日は検査日としているが、工事完成確認通知書の受取日と勘違いしていた)。
様式第13	本市施策への 貢献	エコ事業所の登録が、入札参加事業所ではなく、他の営業所で登録されていた。
各様式	—	提出する際、いずれかの様式を添付し忘れて提出した。

（参考）早見表

各評価項目の評価対象期間と必要な添付書類の早見表です。この表は概略のみの記載となりますので、技術提案等資料作成の前には必ず本文を確認してください。

評価分野	様式	評価項目	評価対象期間	主な添付書類
企業の施工実績	9	(1) 過去15年間の同種工事の施工実績	平成23年度～令和7年度に完了	①コリンズ登録内容確認書 等 ②①を補完する資料
	10	(2) 過去3年間の工事成績評定点の平均点 及び80点以上、60点未満の実績	令和5年度～令和7年度に検査	なし
		(3) 過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績	令和3年度～令和7年度に表彰	なし
		(4) ISO9001の認証の取得状況	開札日現在	①ISO9001 認証の登録証
		(5) 過去2年間の緊急対応工事等の施工実績	令和6年度～令和7年度に完了	なし
		(6) 過去3年間の高難度マネジメント工事の施工実績	令和8年度は対象工事なし	①当局発注時の積算内訳書における設計書鏡の写し等 ②コリンズ、契約書の写し
配置予定技術者の施工実績	11		開札日現在	①主任技術者又は監理技術者の資格者証の写し ②その他競争入札参加資格で求める資格を確認できる認定証等の写し ③入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類 ④営業所技術者又は特定営業所技術者を確認できる資料の写し
		(1) 配置予定技術者の過去15年間の同種工事の施工実績	平成23年度～令和7年度に完了	①コリンズ登録内容確認書 等 ②①を補完する資料
		(2) 配置予定技術者の過去3年間の工事成績評定点の平均点 及び60点未満の実績	令和5年度～令和7年度に検査	①コリンズ登録内容確認書 等 ②①を補完する資料
		(3) 配置予定技術者の過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞 実績	令和3年度～令和7年度に表彰	なし
地域貢献・地域精進度	12	(1) 本市内における本支店等の有無	開札日現在	①「営業所一覧表」の写し
		(2) 地元企業の下請活用割合	—	なし
		(3) 過去2年間ににおける本市からの依頼に基づく本市内での災 害等活動実績	令和6年度～令和7年度に実施	①本市からの要請、依頼、指示等に基づく場合は、その書類の写し ②契約書の写し
		(4) 過去3年間の本市が開催にかかわる防災訓練での活動実績	令和5年度～令和7年度に実施	①活動報告書
		(5) 過去1年間の災害協定の締結等	令和7年4月1日以降に締結	災害協定等の締結等（①、②のどちらか） ①災害協定書の写し ②災害ボランティア活動用資器材の保管に関する協定書の写し <u>地域防災協力事業所</u> なし
		(6) 本市内におけるボランティア活動実績等	<u>ボランティア活動実績</u> 令和7年度に実施 <u>消防団協力事業所の認定</u> 令和7年度に認定	<u>ボランティア活動実績</u> ①活動報告書 ②活動写真 ③表彰状等の写しや在会証明書、参加証明書等 <u>消防団協力事業所に認定</u> なし
本市施策への貢献	13	(1) 環境配慮の取組み	開札日現在	①ISO14001 認証の登録証
		(2) 障害者の雇用状況	開札日現在	なし
		(3) 子育て支援の取組み	開札日現在	なし
		(4) 女性の活躍の取組み	開札日現在	なし
		(5) ワーク・ライフ・バランスの取組み	開札日現在	なし
		(6) 再犯防止の取組み	開札日現在	なし